



石川多加子さんの講義。定員250人の教室を埋めた学生たちが熱心にノートをとり、積極的に発言していた。金沢市角間町

2013 参院選
考え方
憲法

求められる「熟議」

金沢大の「概説」講義から

①



金沢大准教授の石川多加子さん

■ 96条改正案
石川多加子准教授(48)「憲法Ⅱ」がマイクを手に問い合わせた。これは、金沢大角間キヤンパスの総合教育講義棟202教室。石川さんの講義「日本国憲法概説」が行われている。時間を置かず、学生側から声があがつた。「96条の改正です」

安倍晋三首相のもと、自民党は参院選の選挙公約として、憲法改正の発議要件を衆参それぞれ過半数に緩和する案を掲げる方針といわれている。

この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならぬ。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において有効投票の過半数の賛成を必要とする。

1 憲法改正の手続きについて定めた現行憲法96条は、衆参両院のそれぞれ三分の2以上の賛成で改憲が発議され、国民投票の過半数の賛成が必要と定められている。

自民党が昨年4月にまとめた改正草案では、両院の過半数で発議ができるよう、

96条改正に賛成する人のうちには、最終的に国民投票にかけることは変わらないから問題にはならない

という意見もある。それが「国民主権」である、と。それが

現規定は「なるべく話

し合いによって、みなが納得できる方向で合意を得よう求めている」のに対し、改正案は「時の与党と違う考え方を切り捨てる」ということになる。そう指摘

日本国憲法（抜粋）

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、國民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際に行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、國民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

自民党的日本国憲法改正草案（抜粋）

第一百条 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、國民に提案してその承認を得なければならぬ。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において有効投票の過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、直ちに憲法改正を公布する。

■ 民主主義
石川さんは続ける。「だから民主主義は一方では危険なんです」

諸外国の規定をみると、議会の賛成は三分の2以上を必要とするものが多い。ドイツでは連邦議会と連邦参議院のそれぞれ三分の2の賛成が条件だ。一方で国民投票は定められていない。

しかし、石川さんはここで問う。「過半数というわずかな数で改正することには、本当に主権者の意思を反映することになるんですねか？」

過半数が「わずかな数」とは、どういふことだろう。

3分の2の賛成を得るためにには与野党を超えて一定の合意が必要だが、発議の条件が過半数なら1党だけの賛成でも可能になりそうだ。現規定は「なるべく話

している」という。

国民主権のもとでも、多数による判断が常に「正しい」とは限らない。だから多くの国では、憲法は、

たとえ国民の意志であっても簡単には修正できないよ

う、「しばり」がかけられ

ている。そこで自分たちの主張が正しいということを多くの人に認めてもらつて、その上で初めて改正ができるはず。いきなり条件のほうをやさしくするのは、間違つていませんか？」

（樋口大二）

得でいるといふ。つまり、改憲案は「時の与党と違う考え方を切り捨てる」ということになる。そう指摘

だ。「まず落ち着いて議論をする。そこで自分たちの主張が正しいということを多くの人に認めてもらつて、改憲が求められているから

「立憲主義に反する」 改憲案を批判

樋口陽一さん講演

東京大学名誉教授で護憲派憲法学者の樋口陽一さん

（78）が、金沢大学で講演し

た。自民党的改憲案について「大日本帝国憲法への復

帰どころか、想像もできな

い」と批評した。

樋口さんは5月、憲法改

正発議の要件を緩和する動

きに反対して結成した「96

条の会」の代表についていた。

（会の）

主張は、憲法論議のキーワードとして「立憲主義」をあげた。現憲法に限らず憲法とは本来、国家権力を制限するためのものであり、それをもとにした考

え方は「立憲主義」として、近代国家では普遍的

的なあり方とされてきた。